

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 吉岡町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	吉岡町勤労者住宅資金利子補給	借入金の利子について、1千万円以内に対し返済利率(年利1%以内)で計算した金額を上限として補給する。	吉岡町に生活の本拠とするための専用住宅を新築(新築住宅の購入を含む。)するために金融機関から資金を借り入れた給与所得者(被雇用者)。	住宅の新築(新築住宅の購入を含む)のための借入金(上限1千万円)に返済利率(上限年利1%)で計算した金額	年利1%以内	1年以内	1月		産業観光課 産業振興室	0279-26-2280	https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/jutaku/sumai/kinrouiyutaku_rishihokyu.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	吉岡町重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	下肢・体幹又は視覚に重度の障害を有する者または、障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して補助金を交付する。	次のすべてに該当する者。 ・町内に居住する者。 ・身体障害者手帳の交付を受けている者。 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障害者または1級に該当する視覚障害者。 ・該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。ただし、該年度の市町村民税が確定していないときは、前年度の市町村民税所得割額。	改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額と、補助基本額60万円の6分の5の額を比較して、少ない方の額とする。			4月～9月		健康福祉課 福祉室	0279-26-2246	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/fukushi/svogai/service/jutaku_kaizo.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	吉岡町浄化槽設置事業費補助金		公共下水道整備区域及び農業集落排水施設整備事業区域を除く全域。 ただし、5戸以上の分譲住宅や賃貸及び1,000平方メートル以上の開発行為等による箇所は補助対象になりません。 また、原則一般住宅のみ補助対象となりますが、公共性の高い建物はこの限りではありません。	(新設または新設扱い 転換) 5人槽 174,000円 6～7人槽 225,000円 8～10人槽 298,000円 (転換) 5人槽 274,000円 6～7人槽 325,000円 8～10人槽 398,000円 宅内配管(転換のみ) (最大)300,000円			4月～12月	予算がなくなり次第終了	上下水道課 下水道室	0279-26-2284	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/suido/jokasou_hojokin.html	
太陽光発電設備等設置費	助成	吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業補助金	・自ら居住する住宅(住宅が共有名義の場合は、共有者全員の同意を得たもの。)に発電システムまたは蓄電システムを設置したこと。 ・電力会社との電力供給契約を締結しており、発電システムは電力供給開始日、蓄電システムは保証開始日から6か月以内に申請書が提出されたもの。 【発電システム】 ・低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの。 ・起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの。 ・未使用なもの。 【蓄電システム】 ・蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 ・常時発電システムと接続していること。 ・未使用なもの。 ※ 法人・集合住宅及び店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象になりません。	次のいずれにも該当する方 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること。 ・町税等の滞納がないこと。 ※ 補助金の交付は各システムごとに1回限りとし、ます。 ※ 県と併用して補助が受けられます。	発電システム 1kwあたり25,000円 (上限100,000円) 蓄電システム 1律50,000円			通年	予算内	住民課住民環境室	0279-26-2245	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/kankyo/taivoukou.html	
生ごみ処理機購入費	助成	吉岡町生ごみ処理機器購入費補助金	生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)、電動式生ごみ処理機の購入費	1.購入日及び申請日において吉岡町の住民基本台帳に登録されていること 2.町税等の滞納がないこと 3.生ごみ処理機器を購入した方法がオークション、フリーマーケットその他の個人間取引による購入又は中古品の購入でないこと。 4.生ごみ処理機器の使用状況等について、町が実施する利用状況の調査に協力できること。	生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)は購入費の1/2で補助上限3,000円、電動式生ごみ処理機は購入費の4/5で補助上限50,000円。			通年	予算内	住民課 住民環境室	0279-26-2245	https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/gomi/441.html	
スズメバチの巣駆除費	助成	吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金	スズメバチの活動巣の駆除を業者に依頼した際の駆除費	1.町内においてスズメバチが営巣する建物又は土地の所有者若しくは賃借するものであり、駆除業者に駆除を依頼したもの 2.同一年度内において、本補助金を受けていないこと	駆除費の1/2で、最大5,000円			通年	予算内	住民課 住民環境室	0279-26-2245	https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/kankyo/post_39.html	

耐震診断費	助成	吉岡町木造住宅耐震診断者派遣事業	建築されてから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を実施するもの。診断に要する費用は、町が負担する。ただし、診断者の交通費は、実費負担となる。	吉岡町内で次の全ての要件に該当する住宅。 ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されていること。 ②木造在来軸組構法で建築された階数が地上2階建て以下の建物。 ③一戸建て住宅または併用住宅(2分の1以上が住宅)であること。 ④建築基準法に違反していない建物。 ⑤対象者は住宅の所有者、かつ居住している者※ただし、貸家は除く。 ⑥町税を滞納していない者。				5月～1月	1戸(先着順)	建設課 都市建設室	0279-26-2278	http://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/iutaku/kenchiku/taishin_shindan.html	
その他	助成	吉岡町ブロック塀等除却補助金	緊急輸送道路、町立小学校指定の通学路に面する危険なブロック塀等を除却する際の除却費用の一部を補助するもの。	以下のいずれにも該当するもの。 ①町内に設置されたもの ②道路面からの高さが80cmを超えるもの(擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む) ③道路に面したブロック塀等であるもの(道路に直接面していないが、ブロック塀等の高さが当該ブロック塀から道路までの水平距離より高いものを含む) ④国、地方公共団体(本町を含む)等の公共用地の取得に伴う損失補償の対象になっていないもの ⑤別表第1または別表第2の点検表により点検し、不適合の項目が1つ以上あり安全対策が必要と判断されたもの ⑥ブロック塀等の全部又は一部(基礎、擁壁又は土留め等として設置されている部分以外の部分)を除却する工事	1mあたり2万円または除却費用の2/3の低い方(上限20万円)			6月～12月	予算がなくなり次第終了	建設課 都市建設室	0279-26-2278	https://www.town.yoshioka-gunma.jp/kurashi/iutaku/sumai/post_41.html	
その他	助成	居宅介護(予防)住宅改修費	居宅の要介護者が一定の住宅改修を居住する住宅で行ったとき、改修費用20万円を上限に7割・8割・9割相応額を償還払いする。	要支援・要介護者	20万円を上限に7割・8割・9割相応額を償還払い					健康福祉課 介護高齢室	0279-26-2247	http://www.town.yoshioka-gunma.jp/fukushi/kaigo/service_others.html	
その他	助成	日常生活用具給付費	【電磁調理器】 電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。 【自動消火器】 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。 【火災警報器(煙式)】 屋内の火災を煙により感知し、音声により火災を知らせ得るものであること。 【布団乾燥機】 温風により布団を温め乾燥させるものであって、高熱時に自動的に電源が切れるよう安全装置を備えたものであること。	町内に居住している65歳以上のひとり暮らし高齢者で、在宅で生活を営んでいる者のうち、町民税非課税世帯に属するもの。各種目につき1世帯1台まで。	電磁調理器 40,000円 自動消火器 10,000円 火災報知器(煙式) 3,000円 布団乾燥機 5,000円					健康福祉課 介護高齢室	0279-26-2247	http://www.town.yoshioka-gunma.jp/fukushi/korei/post_123.html	